

総行公第76号
総行女第37号
令和3年7月30日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)

各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部
公務員課長
女性活躍・人材活用推進室長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく今後の出勤回避等の 取組について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言及び同法第31条の4第1項の規定に基づくまん延防止等重点措置については、令和3年8月22日を期限としておりますが、緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、それぞれ対象となる都道府県の変更及び期限の延長が行われることとなりました（別添1）。また、これに関連して、令和3年7月30日付で、内閣官房内閣人事局から各府省に対し、「緊急事態宣言発令後の出勤回避等の取組について（依頼）」（別添2）が発出されました。

各地方公共団体におかれては、別添1の「三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項」の「(1) 情報提供・共有」の①並びに「(3) まん延防止」の4)及び8)～10)を参照の上、地域の感染状況や措置の設定状況を踏まえつつ、

- ・テレワーク等による出勤回避の取組（目標を設定した上での計画的実施、取組状況のフォローアップ、出勤者数の削減に関する実施状況の公表）
- ・感染が拡大している地域との往来自粛及び20時以降の不要不急の外出自粛についての職員への要請
- ・職場における感染防止対策（「新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応について」（令和3年5月24日付け総行公第45号・総行女第24号・総行安第28号）参照）

に引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して本通知についての情報提供を行っていること、並びに本通知は地方公務員法第 59 条及び地方自治法第 245 条の 4 に基づく技術的助言であることを申し添えます。

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部

公務員課：渡邊、谷口

電話：03-5253-5542（直通）

女性活躍・人材活用推進室：川瀬、宮成

電話：03-5253-5546（直通）